

(別紙)

文部科学省衛生管理マニュアルの主な改定ポイント

○平時においては、

- ・家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
- ・適切な換気の確保
- ・手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが重要である一方で、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はない。

○感染流行時には、

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
- ・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を一時的に講じることが考えられる。

《具体的な対応》

区分	現行（～5/7）	改定後（5/8～）
健康観察等	<ul style="list-style-type: none">・発熱等普段と異なる症状がある場合には自宅で休養・登校時に「健康観察表」などを活用して検温結果や健康状態を把握	<ul style="list-style-type: none">・継続・家庭との連携により健康状態を把握（毎日の検温や提出は不要）
換気の確保	<ul style="list-style-type: none">・気候上可能な限り常時換気・十分な換気が確保できない場合はサーキュレータ等換気のための補完的な措置	<ul style="list-style-type: none">・継続・継続
手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none">・外からの教室入室時、トイレ後、給食前後など、流水と石けんでこまめな手洗いを指導	<ul style="list-style-type: none">・継続
マスクの取扱い	<ul style="list-style-type: none">・マスクの着用を求めないことが基本・着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導	<ul style="list-style-type: none">・継続・継続
清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none">・清掃により清潔な空間を保つことが重要（清掃活動と別の消毒作業は不要）	<ul style="list-style-type: none">・継続
給食等の食事をする場面	<ul style="list-style-type: none">・食事前後の手洗いの徹底・大声での会話は控え、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合は一定の距離を確保・黙食は不要	<ul style="list-style-type: none">・継続・感染流行時には「近距離」「対面」「大声」での会話を控え、身体的距離を確保・継続
出席停止	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒等の感染が判明した場合や濃厚接触者に特定された場合は出席停止・出席停止期間は「治癒するまで」（発症後7日経過、かつ、症状軽快後24時間として運用）（学校保健安全法施行規則）	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒等の感染が判明した場合は出席停止・出席停止期間は「発症後5日経過、かつ、症状軽快後1日」（学校保健安全法施行規則）※発症後10日はマスク着用推奨
感染が不安で休ませたいと相談があった場合	<ul style="list-style-type: none">・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる場合など事情があり、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断すれば「出席しなくてもよいと認めた日」とすることが可能	<ul style="list-style-type: none">・継続
臨時休業	<ul style="list-style-type: none">・地域の感染状況を踏まえ、学校設置者が学校の状況を見て機動的に判断	<ul style="list-style-type: none">・継続